施策の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

担当課 学校人事課、総合教育センター

○教員の指導力の向上を図るために、平成29年12月に定めた「群馬県教員育成指標」に基づき、教職員研修を充実しま ・令和2年度に改訂した「群馬県教員育成指標」を踏まえ、国や県の動向、今日的な教育課題に対応し 令和3年度の取 た研修を実施した。 組実績 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、研修内容を削減して実施した。 ・「特別支援学級基本研修講座」「食育研修講座」「学校安全研修講座」「『チームとしての学校』推 進研修講座」「地域とともにある学校づくり研修講座」などの今日的な教育課題に対応した研修を実施 し、受講者の職種・職務に対応した資質能力の向上に寄与することができた。 成果 ・研修講座の実施にあたり、県のガイドラインを参考に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応し た研修講座等の運営に関するマニュアル」に基づき全所体制で研修講座の運営に努め、感染症対策を徹 底し、全研修を終了することができた。 ・ICT活用の特性・強みを生かした学習指導要領の趣旨の実現に向けた教職員の指導力向上に資するよ う、1人1台端末の導入・活用による実践事例を踏まえ、「授業中にICTを活用して指導する能力」 「児童生徒のICT活用を指導する能力」などにおける研修内容を充実させる必要がある。 ・改定した「群馬県教員育成指標」で求められるステージごとの資質能力との関連を踏まえた研修内容 課題 の充実を図る必要がある。また、実施要項等に教員育成指標との関連を明記する必要がある。 ・令和3年度の各研修講座の運営状況を踏まえて、集合研修とオンライン研修のそれぞれの有効性を検 証して最適化された受講形態による研修を実施するなど、ハイブリッド型研修を更に推進し、受講環境 を充実させる必要がある。

○若手教員の研修を体系化し、指導力の向上に取り組みます。	
	・経験年数及び校種に応じて初任者研修、2年・3年・4年・5年・6年目経験者研修など、初任段階における連続性のある研修を実施した。
成果	・初任段階の研修の連続性や経験年数の段階性を踏まえ、教科指導や学級経営等の課題解決を図り、実践的指導力の向上が図れた。 ・初任者及び新規採用職員研修(小・中学校、高等学校、特別支援学校、養護教員、学校事務職員、実習教員)に必要な研修内容を整理・精選したことにより、受講者の多忙化解消につなげることができた。 ・「若手教員のための学校運営参画研修講座」を実施し、若手教員の学校運営への主体的な参画意識を養うとともに、組織の一員として積極的に学校運営に参画する力や校務を円滑に遂行する力の向上を図ることができた。
課題	・教職員の多忙化解消など働き方改革と教職員の資質向上の推進の観点から、研修内容の整理・精選を継続する必要がある。 ・基幹研修において、リーガルマインドを尊重した教育公務員を育成するため、関係法規を取り入れた研修内容を充実させる必要がある。 ・経験年数や校種に応じた研修だけでなく、教職員の課題やキャリア段階に応じた研修の位置付けを更に明確にし、企画立案していくことが課題である。

○教育研修員研修を通して、群馬県の教育活動の推進者を育成します。	
令和3年度の取 組実績	・教育の今日的課題の解決や実践的指導力の向上を目指し、長期研修、長期社会体験研修、特別研修を 実施した。 ・長期研修員の応募資格を変更し、中堅教諭等資質向上研修対象者が負担軽減を図りながら並行して研 修に取り組めるようにした。
成果	・長期研修では、今日的な教育課題の解決に向けた研究を通して、提案性のある教材や指導資料を開発し、授業実践に結び付けることができた。 ・長期社会体験研修では、企業等における1年間の研修を通して、社会的識見や教科の専門性を高め、キャリア教育の中核的な役割を担うことができる必要な知見を得ることができた。 ・特別研修では、授業実践を通して、研究協力校や地域の教職員の教科等の指導力向上に寄与することができた。
課題	・教材開発研究や授業研究等の更なる充実を図ることにより、研究成果を積極的に県内の学校等へ普及していく必要がある。

○教員の年齢構成を踏まえ、ミドルリーダーの育成及び資質向上に取り組むとともに、多数の若手教員と少数の中堅教 員集団をまとめていく管理職のマネジメント力を強化します。		
令和3年度の取 組実績	・新任の校長、副校長、教頭を対象に研修を実施した。 ・12年目を対象に中堅教諭等資質向上研修(幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教員、実習教員、学校栄養職員)を実施した。 ・学校の教育目標の実現や、直面する課題解決の推進に大きな役割を果たすミドルリーダーを育成するために、キャリア段階Ⅱ・Ⅲを主な対象とした「学校経営ステップアップ研修講座」を実施した。	
成果	・管理職対象の研修では、新任校長130人、新任副校長・教頭144人に対してマネジメント力の向上を図ることができた。 ・中堅教諭等資質向上研修や希望研修において、学校運営の中核的な役割を担う教員としての視野を広げる内容の講座を実施することができた。	
課題	・新任管理職等対象の研修において、管理職や主事・主任が職場のコンプライアンス意識の醸成のための体制づくりを行うことができるよう、教育法規に関する内容をより充実させる必要がある。	

○目的を明確にした人事異動を積極的に推進し、学校組織を活性化させるとともに、個々の教員の指導力の向上に取り 組みます。	
令和3年度の取 組実績	 ・令和3年度末人事 市町村立学校 3,080件、異動率29.8% 中堅教員交流45人(派遣20人、帰任25人) 山平交流(へき地⇔平坦地) 68人 小中間交流(小学校⇔中学校) 312人 県立学校 915件、異動率22.9%
成果	・学校課題及び地域課題の解決に向け、過欠の状況や教科需要を適宜情報交換しながら、全県のバランスを考えた配置を進めることができた。 ・山平交流や小中間交流、出身地域以外への配置を積極的に進め、多様な経験を積ませることができた。 ・県立学校においては、全県的な立場に立ち、人材育成や学校組織の活性化等を見据えながら適材適所の配置を行うことができた。
課題	・中核市の規模が大きくなっている現状を踏まえ、他郡市での勤務経験や各種研修の受講を推進し、教員の指導力向上を図る必要がある。 ・前橋市、高崎市の規模が極端に大きい中、複数の市町村経験を積ませたり、様々な研修の機会を付与したりして、教員の指導力を向上させる。 ・教員の大量退職及び中堅層(40代)の教員が少ないことから若手教員に中心的な役割を積極的に与え、その資質向上を図る必要がある。 ・県立学校においては、専門性の高い教員の勤務年数が長くなる傾向があるとともに、子育て世代の異動が難しくなる傾向があるため、先を見据えた計画的な人事異動を継続していく必要がある。

○人事評価制度の適正な運用を通して、個々の教員の職能成長を促します。	
	・評価者(新任管理職)及び被評価者を対象として、各種会議や研修等の機会を捉え、人事評価制度に ついて周知を図った。
成果	・制度の概要や目的、意義等を周知し、円滑に制度を運用することができた。
課題	・人事評価制度に対する更なる信頼向上に向け、制度の目的及び意義等について、継続的に周知を図っていく必要がある。

施策の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター

○児童生徒の発達段階に応じた諸課題に対して適切な対応ができるように、学校全体及び個々の教職員の指導力向上に

取り組みます。 ・県内全公立小中学校等に配置しているスクールカウンセラーに国家資格である公認心理師を任用し、 各学校に配置することで、教職員に対して専門家の視点での助言等を行うことができるようにした。 ・各校の生徒指導担当者や教育相談担当者等を対象とした会議において、発達段階に応じた諸課題にへ 令和3年度の取 の適切な対応等に係る指示伝達や講演を行うとともに、班別研究協議では、効果的な指導・支援方法等 について参加者同士の協議を行った。 組実績 ・研修支援隊として、各学校園の校内研修、教育委員会や研究所が開催する研修会等の講師として参加 した。 幼・小・中・高・特支の学校への支援 計 5回、延べ受講者 275人 ・スクールカウンセラーとの協働により、専門家からの支援方法等について共有・実践することがで き、学校全体の教職員の指導力向上に役立っている。 ・小学校で89.7%、中学校で88.7%の学校が、「教職員の相談技術が向上した」と回答した(スクール カウンセラー事業評価)。 ・令和3年度における公立高校等(全日制・定時制)生徒の中途退学者数は前年度に比べて6人減少し 成果 た(県調査)。 ・生徒指導上の諸課題への対応に係る学校全体としての指導力の向上が図られた。 ・研修支援隊の講師派遣について、事前に学校や地域、児童生徒の状況を踏まえて実施することで、教 職員のニーズに合った研修となった。 ・心のケアに関する校内研修等を行い、教職員の更なる指導力の向上が必要である。 ・生徒指導担当者及び教育相談担当者以外の教職員の指導力の一層の向上が必要である。 課題 ・集合での研修だけでなく、オンライン等を活用し、より多くの教職員が受講できるようにしていく必 要がある。

カーが却談注動なしぬすい環傍敷偽な進めるレレまに、 ユビもの怒

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談活動をしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの発達段階に適切に対応することができるよう、教員の指導力を高め、学校の教育相談体制を充実します。	
令和3年度の取 組実績	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との協働による教育相談体制の充実に向けたリーフレットを作成し、各学校へ配布するとともに、各種研修会や会議等で説明した。 ・7月にSV連絡協議会を開催し、心理の専門家が「チーム学校」の一員としての役割及び、関係機関等との連携について協議を行った。 ・学校や教育研究所等に対する研修支援として、生徒指導・教育相談に関わる研修を3回実施した。 ・教育相談初級研修講座、教育相談中級研修講座を実施した。
成果	・教職員がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家から助言を受けながら児童生徒の支援にあたることで、教育相談に係る技能を高めることができた。 ・教職員へ行った助言・支援のうち、児童生徒等の関わり方等を助言するコンサルテーションの占める割合は、小学校が85.5%(12495件)、中学校が78.3%(10519件)であった。 ・小学校で76.5%、中学校で92.2%の学校が、「スクールソーシャルワーカーの活用によって福祉関係機関等との連携が行いやすくなった」と回答した。 ・全日制高校で92%、定時制・通信制高校で89%の学校が、「スクールカウンセラー配置により教職員の相談技術の向上に効果があった」と回答した(教育相談調査より)。 ・生徒指導・教育相談の基礎的、発展的な理解と技能について、講義・実習等を通して実践的指導力の向上に資することができた。
課題	・学校において心理や福祉の専門性を生かした支援がさらに充実できるよう、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用例を周知していくことが必要である。 ・同一のスクールカウンセラーが中学校と同区域の小学校を担当できるよう、任用や配置を工夫する必要がある。 ・生徒指導・教育相談に関わる研修を推進し、教員の指導力を高め、児童生徒の心のケアに取り組む学校の対応力向上と教育相談体制の充実を図る。

○全ての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができる よう、教員個々の専門性を高めます。 ・各校の生徒指導担当者や教育相談担当者等を対象とした会議において、発達障害等特別の支援を要す る児童生徒への指導について指示伝達を行うとともに、班別研究協議では、効果的な指導・支援方法等 について参加者同士の協議を行った。 ・発達障害のある児童生徒理解及び指導の充実に関する研修会を実施した。(発達障害等に係る研究協 議会(すべての校種):1回、高等学校等特別支援教育研究協議会:1回) 令和3年度の取│・これまでのモデル校の取組の成果をまとめたパッケージを周知した。 ・発達障害の理解や支援を中心とした研修を教員の経験年数や役職等に応じて実施した。(新型コロナ 組実績 ウイルス感染症拡大防止対策の一環で、研修講座を中止・削減したため、全体として受講者数が減と なっている) ・特別支援教育理念や発達障害の内容を中心とした研修を教員の経験年数や役職等に応じて実施した。 基幹研修:18回 延べ受講者1,170人 指定研修:2回 延べ受講者169人 希望研修: 3回 延べ受講者数139人 ・特別支援学校に配置されている専門アドバイザーを効果的に活用するなど、外部の専門家と連携して 対応するケースが増加している。 ・個別の指導計画を作成し、指導・支援について共通理解を図るなど校内体制整備が進んできている。 ・発達障害等に対する理解が進み、具体的な指導・支援による工夫が広く行われている。 成果 ・発達障害の理解や支援については、ニーズが多いため、経験年数に応じた研修を充実させた ・発達障害の理解や対応については、経験年数や役職等に応じて研修内容や研修形態を変えて実施する ことで、ニーズに合った研修となっている。 生徒指導担当者及び教育相談担当者以外の教職員の指導力を一層向上させる必要がある。 ・各学校における特別支援教育に係る教員研修の実施率の向上が必要である。 ・個別の指導計画・個別の教育支援計画を小から中、中から高へと確実に引継ぎ、切れ目ない支援がで 課題 きる体制づくりが必要である。 ・研修の中では、受講者一人一人が対応している子どもの個別相談は難しい。個別の対応等ができる関 係機関等も周知していく必要がある。

○学校や教員がす。	心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化しま
	・県で配置しているスクールカウンセラースーパーバイザーによるSV連絡協議会を開催した。 ・協議会では実践発表や事例検討を通して、「チーム学校」体制を構築するため、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等の役割や連携の在り方について協議した。 ・「チーム学校」の機能強化を図るため、スクールロイヤーへの相談体制を整備した。
成果	・県で配置している専門家等の人材が、それぞれの持つ専門性を生かし、児童生徒及び保護者への支援、さらには教職員への助言・支援にあたることで「チーム学校」体制の充実につながった。 ・スクールカウンセラーの相談件数 小学校:14,606件 中学校:13,424件 ・教職員等に対する助言・支援 小学校:23,766件 中学校:17,782件 ・派遣型スクールソーシャルワーカー 支援件数:301件 ・巡回型スクールソーシャルワーカー 支援件数:3,081件 関係機関との連携:450件 ・生徒指導担当嘱託員 指導件数:6,363件 ・スクールロイヤー 助言・アドバイザー業務:要請13件(対応10件) 研修業務:要請8件(対応6件、受講者約300人)
課題	・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの協働で学校の対応力を高めるため、7月にリーフレットを作成したが、関係機関や学校等に、更に広く周知を図る必要がある。 ・スクールロイヤーが学校現場で効果的に活用されるよう、各種会議や研修会開催により一層の周知に取り組む必要がある。

基本施策 5 信頼される学校づくり

施策の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組25 教職	戦員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進 担当課 福利課、学	校人事課	
○学校の組織運	○学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。		
令和3年度の 取組実績	・各学校の課題や実情に応じた特配教員を配置した。 ・児童生徒支援等特配140名、通級指導特配82名、日本語指導特配81名 ・定例校長会において、学校業務等について教職員個人ではなく組織として対応できるようした。(4月~7月)	こ指導助言	
成果	・課題を抱えていたり、個別の対応が必要であったりする児童生徒に組織的に対応できるよう 徒支援等特配や通級指導特配、日本語指導特配などの特配教員を配置できた。 ・校長会等を通じ、教職員間の協力体制の確立や持続可能な運営体制の構築に努めることが		

・様々な特配教員をより効果的に活用できるような配置について、各学校の課題把握に継続して努める 課題 ・業務内容のICT化やデジタル化を進めるなど、組織的な業務改善を推進する必要がある。

○教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。		
令和3年度の 取組実績	・「ハラスメント相談専用窓口」を設置した。【R3新規】 ・「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を一部改訂、発出した。(4月) ・「学校におけるハラスメントの防止に関する指針」を一部改訂した。(3月) 〇公立学校共済組合群馬支部事業を活用した。 ・ウォーキンググランプリ(所属所単位で申し込み、1か月間の平均歩数及び個人の合計歩数等を競う)への参加 157所属1,657人 ・健康づくり支援事業(所属所等が組合員に対して開催する健康づくり等に関する講習会等への費用助成)の利用 6所属	
成果	・ハラスメント相談窓口の設置により、ハラスメントの相談であることを意識しながら電話対応をすることができ、相談者の意向に沿いながら、速やかに関係市町村教育委員会や該当校と連携することができた。 ・「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」の見直しを図り、勤務時間の適切な割り振りや休憩時間の確保について、管理職へ啓発することができた。 ・事業を活用することで、健康の保持増進だけではなく、職場のコミュニケーションの促進につなげた。 ・ウォーキンググランプリの参加所属は年々増加しており、歩数という共通の話題ができたことで職場内での会話が増えた等、楽しみながら健康づくりを実施できたことが実施後アンケートからうかがえた。	
課題	・ハラスメント相談窓口について、より一層の周知を図る必要がある。 ・窓口に寄せられた具体的な相談内容を踏まえた指針等の改善を、継続的に図る必要がある。 ・コミュニケーションを円滑にとることができる働きやすい職場環境づくりを、さらに進めていく。 ・コロナ禍においても、活発なコミュニケーションを図れるような事業の実施方法等を検討していく。	

	○質の高い教育活動や適正な職務遂行を確保するため、ワークライフバランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、 総労働時間の短縮を推進します。		
令和3年度の 取組実績	・県立及び市町村立の全校を対象として、毎月の勤務時間等の調査を実施した。(通年) ・教職員の勤務実態等をより適正に把握するため、次年度に向けて「在校時間等記録ファイル」を改修 した。 ・教職員を対象とした「業務状況等調査」を実施し、働き方の実態把握を進めた。 ・「服務規律の確保等について」の通知を発出した。(6月・12月・2月) ・全市町村立義務教育諸学校長会議及び定例校長会(4月~7月)や各種会議、研修会において働き方 改革に向けた指導助言を行った。 ・学校の業務改善・効率化PJについて、校種別、業種別に業務改善の方向性について、情報収集・意見 交換を進めた。		
成果	・調査の結果を通じて、教職員の勤務実態や働き方改革に対する意識等を把握することができた。 ・長時間勤務については、引き続き一定の改善傾向が見られた。 ・全市町村立義務教育諸学校長会議や各地区人事会議、各種研修会、定例校長会等において、休憩時間 の確保や年次有給休暇・夏季休暇等の取得促進、学期末・年度末の事務処理日の設定等に向けた周知を 図り、環境整備に努めることができた。 ・ICTの活用によって効率化を図るべき具体的な業務の検討を進めることができた。		
課題	・勤務時間の全校調査を継続し、年間を通じた勤務状況の変化等も踏まえながら、引き続き業務改善に向けた具体的な方策を検討していく必要がある。 ・ICTの活用による業務の効率化について、引き続き取組を推進していく必要がある。 ・総労働時間を短縮したり年次有給休暇等の取得を促進したりすることが、教職員の心身の健康と福祉の増進に必要不可欠であるという意識改革を、全教職員に広げていく必要がある。 ・ICTの活用により改善が可能な業務の検討や、業務の見直し、効率化について、引き続き取組を推進していく必要がある。		

○教職員が健康づくりに主体的に取り組むことを推進するとともに、メンタルヘルス不調等に対して組織として適切な対応を図ることで、教職員の心身の健康の保持増進を推進します。

対応を図ること	で、教職員の心身の健康の保持増進を推進します。
令和3年度の 取組実績	○「群馬県教育関係職員第2次心の健康づくり計画」に基づく事業の実施 ・メンタルへルス相談 相談件数 延15件 ・ストレスチェック事業 受検率90.0%(4750人/5276人) 高ストレスと判定された者 450人(受検者の9.5%) 医師による面接指導の実施 15人(高ストレス者の3.3%) 集団分析結果 教育委員会全体の総合健康リスク値 88 総合健康リスク値が高かった所属への訪問指導(職場環境改善コンサルテーション) 4所属 各所属から提出された集団分析結果活用報告書を元に「職場環境改善のための事例集」を更新 集団分析結果個別相談 管理監督者等 10人 ・メンタルへルス研修 第四分析結果活用研修:管理監督者等 117人 セルフケア研修:一般教職員 114人 テーマ別研修:衛生管理者(推進者)等 112人 階層別メンタルへルス研修 694人 ミドルリーダー研修 138人 ・職場復帰支援の実施 教職員精神保健審査会の実施 年6回 延209件審査 職場復帰訓練実施 48人 復職可 32人 訓練中・復職後の保健師による職場・県立学校等訪問 延7件 ○公立学校共済組合事業の活用 ・教職員カウンセリング事業の利用者数 延806件 ・健康ポイント事業の利用者 1,977人 11.2% ○市町村等教育委員会との連絡会議」及び「ストレスチェック結果活用研修への参加案内」を通した 情報提供 ・ストレスチェックの実施及び集団分析結果活用の依頼(実施予定市町村等35)
成果	・ストレスチェック事業結果において、総合健康リスク値が県教委全体で、2年連続90を切った。また、高ストレスと判定された者の割合が、3年連続10%を切った。・ストレスチェックの受検方法をWeb受検に変更し、対象者が自由時間に回答できるようになった。・研修内容の再検討や新設により、より現場に沿った研修を行うことができた。・管理監督者からストレスチェック集団分析結果の活用報告を求めることにより、働きやすい職場環境づくりに取り組む意識づけとなった。・健康ポイント事業の活用により、教職員が主体的に楽しんで健康づくりに取り組むことができた。・「在職者数に占める精神疾患による休職者の割合(文部科学省調査)」が全国平均0.56%に比較して、群馬県は0.24%と低い状況となっている。
課題	・健康ポイント事業については、利用登録者が少ないため、さらなる周知に取り組む必要がある。 ・メンタルヘルス不調等を未然に防止するため、ストレスチェック事業等を活用して職場環境の改善に 取り組む必要がある。 ・ストレスチェックの受検方法をWeb受検に変更したが、R3年度は受検率が低下したため、受検率向上 のための周知、働きかけをしていく必要がある。

○教職員一人一人が教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。	
令和3年度の 取組実績	・服務規律の確保に関する通知を発出した。(6月・12月・3月) ・懲戒処分発生を踏まえた服務規律確保のための臨時通知を発出した。(2月) ・各学校が作成する「規律確保行動計画」と「各取組の点検・評価」を提出した。(9月・3月) ・次年度の規律確保行動計画の作成依頼通知を発出した。(3月) ・懲戒処分指針の一部改正を受け、「服務ガイドライン」を一部改訂した。具体的には、のぞき、盗撮の規制場所の追加・拡大である。(3月)
成果	・全ての学校に対して、「各取組の点検・評価」や「チェックリスト活用による自己点検・評価」を義務付けたことで、服務規律確保の重要性について意識させることができた。 ・県内外の懲戒処分事案等を教育長会議や地区人事会議で広報することで、学校だけでなく教育委員会関係者の意識改革も図ることができた。
課題	・児童生徒への不適切な行為につながる「密室で1対1になるような指導」や「私的なSNSによるやりとり」の禁止を、通知や研修等で繰り返し周知徹底する。

施策の柱10における指標の状況、令和4年度の方向

指標の状況

指標		策定	官時	・目標値	2022.4月末時点の 最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が
項目	細目	数値	年度		数値	年度	207	あった場合等、説明を記入)
公立特別支援学校における 特別支援学校教諭免許状の 保有状況		66. 8%	2017	参考指標	76. 8%	2021		
	①小	61.0%	2017	参考指標	30. 4%	2021		業務改善の進展の他、コロナ禍による各種行事等の見直し、縮 小等が影響したものと考えられる。
県内学校における時間外勤 務の縮減	①中	82.0%	2017	参考指標	32. 5%	2021		業務改善の進展の他、コロナ禍 による各種行事等の見直し、縮 小等が影響したものと考えられ る。
1 か月の時間外勤務が ①45時間超の教職員 ②80時間超の教職員	①高	44. 3%	2017	参考指標	9. 7%	2021		
※現状値(H30(2017)年度) は、H30年4月~6月の状況に	①特支	17. 3%	2017	参考指標	5. 3%	2021		
ついて、全体の8%に当たる44校(小20校、中16校、 高6校、特支2校)を抽出して調査した。	②小	13. 5%	2017	参考指標	2. 4%	2021		業務改善の進展の他、コロナ禍 による各種行事等の見直し、縮 小等が影響したものと考えられ る。
※最新値は、R4年3月の県	②中	54. 2%	2017	参考指標	1.8%	2021		業務改善の進展の他、コロナ禍 による各種行事等の見直し、縮 小等が影響したものと考えられ る。
立・市町村立全校の調査結 果による。	②高	16.8%	2017	参考指標	0.8%	2021		
	②特支	1.3%	2017	参考指標	0.3%	2021		

令和4年度の方向

- ・業務改善に係る取組の進捗に加え、コロナ禍における各種行事や大会等の中止・縮小等の影響もあり、長時間勤務については縮減傾向が見られる。今後のコロナの状況変化を踏まえつつ、ニューノーマルの時代における「働き方」の確立に向けて取り組んでいく。
- ・ICTの活用による業務改善及び効率化について、全県で取組が推進されるよう、必要な助言及びサポートを行っていく。
- ・「部活動運営の在り方検討委員会」における関係団体等との協議を通じて、今後の部活動運営の在り方について、引き続き検討を進める。
- ・引き続き市町村の労働安全衛生管理体制の整備促進と機能充実に向けた支援を行う。
- ・ストレスチェック事業の委託について、複数年契約としたことにより、個人結果の経年比較が可能となる。
- ・R3年度はWeb受検化により受検率が低下したため、受検率向上のための周知、働きかけをしていく。
- ・高ストレス者への働きかけを早期に行うようにしていく。
- ・ストレスチェック事業の集団分析結果の活用等により各職場の職場環境の改善につなげる。その一環として職場訪問を実施する。また、集団分析結果個別相談を充実させていく。
- ・教職員の自発的、継続的な健康づくりを促進するため、健康ポイント事業と既存の公立学校共済事業を連携させて、健康ポイント事業の認知度を上げるとともに、登録者の増加を図る。
- ・「教職員の多忙化解消に向けた協議会」や「市町村等教育委員会との連絡会議」等を通して、市町村の労働安全衛生管理体制の整備促進と機能充実に向けた支援を引き続き行う。

施策の柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進

担当課管理課、特別支援教育課、総合教育センター

○一人一人の子	どもに対する指導及び支援の充実に取り組みます。
令和3年度の取 組実績	・公立学校の特別支援教育コーディネーター研究協議会において、個別の指導計画の効果的な活用やケース会議の有効性等についての研修を実施した。(個別の指導計画の作成率:小99.0%、中95.1%、高校43.9%)・特別の支援を必要とする児童生徒へ対応する教員の専門性向上のため、特別支援学校機能強化事業を実施した。作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を小中学校や特別支援学校に派遣し、一人一人の状態に応じた適切な対応についての助言等を受けた(派遣件数:延べ53件)・特別支援教育の推進及び指導支援の参考となるように、指導資料第33集「今日からやってみよう!特別支援学級のICT活用」を作成し、Web上に令和4年2月末に掲載した。
成果	・個別の指導計画の作成により実際の指導・支援方法等を校内で共通理解した上で児童生徒の支援にあたるなど校内体制づくりが進んできている。 ・特別支援学校機能強化事業による専門家の派遣により、専門家の助言を受け校内で指導・支援の方法を見直し、検討するなど有効に活用することができた。 ・「学校教育の指針」等の資料からWeb上でリンクできるよう設定し、多くの教職員が活用できるような環境を整えることができた。
課題	・作成率は小学校、高校において数値が下がった。コロナ禍における不安定な状況下で、調査時点では作成できていなかったのではないかと分析する。 ・個別の指導計画の作成による効果について広く周知し、小から中、中から高へと確実に引継ぐことのできるシステムを作る必要がある。

○医療的ケアの必要な児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境を整えます。			
令和3年度の取 組実績	・県立特別支援学校14校、高等学校1校、計15校に30人の看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の教育環境を整備した。		
成果	・適切に看護師を配置することにより、教職員、看護師、保護者とが連携協力して事故なく学校での安全・安心な医療的ケアが実施できた。 ・各学校での医療的ケアの取組について、医療、福祉等専門家からの指導・助言を受けることで、各学校、県教委、専門家と共通理解を図り、学校での安全かつ適正な医療的ケアを実施することができた。		
課題	・令和3年度の医療的ケアを必要とする児童生徒数は、特別支援学校で91名、小中学校で35名、高等学校で1名であった。特別支援学校における対象者の増加や小中学校における広がりを踏まえ、病院と学校・教育委員会が情報共有を行うとともに連携を強化していく必要がある。		

○個別の支援計画の活用を通じて、教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図ります。			
令和3年度の取 組実績	・特別支援教育コーディネーター研修において個別の教育支援計画の効果的な活用方法等について講義を行った。(個別の教育支援計画の作成率:小99%、中94.4%、高校40.9%) ・教育事務所ごとにエリア別連携会議及び地域連携協議会を実施した。		
成果	・個別の教育支援計画の作成率は中学校、高校で上昇している。学校だけでなく、様々な関係機関と情報共有することで支援の一貫性が図られるなど、関係者間の連携体制が進んだ。 ・域内の教育、福祉、保健・医療等の担当者が集まり、各機関の役割や連携について協議したことで、早期から支援の必要なケースについての情報共有や就学後の切れ目ない支援の重要性について共通理解することができた。		
課題	・個別の指導計画・個別の教育支援計画を小から中、中から高へと確実に引継ぎ、切れ目ない支援ができる体制づくりが必要である。		

○共生社会の構築に向け、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理 解を促進します。 特別支援学校担当者を対象に交流及び共同学習推進協議会を実施した。(年1回) ・居住地校交流の実践例を紹介するリーフレットを作成し、小中学校及び特別支援学校に配布し、理解 啓発を図った。 ・居住地校交流実施回数は112回(延べ回数)、小学部児童の実施率は26.8%、中学部生徒の実施率は 令和3年度の取 14.8%であった。 組実績 ・特別支援学校3年目経験者研修及び特別支援学級新任者研修において、「交流及び共同学習」の基本 的な内容を中心とした研修を実施した。 ・教育研修員の研究の一つとして「交流及び共同学習」について取り組み、活用できる資料等をWeb上 に掲載した。 ・居住地校交流の実施希望者は増加しており、小中学校の教員が、参加する特別支援学校の実態を考慮 して授業を工夫したりするなど理解が深まっている。 ・研修において、講義だけでなく、実践例を聴いたり協議において意見交換したりすることで、理解を 成果 深めることができた。 ・3年経験者研修では、講義だけでなく協議時間を設け、各校の実践状況等を意見交換することで、教 員への理解を深めることができた。 ・教育研修員の研究内容を動画にて配信し、教員への理解を深めた。 ・実践例を参考に組織的、計画的な交流及び共同学習を進めるなど、充実を図るとともに、新型コロナ ウイルス感染症拡大防止の観点からも、オンラインによる交流など新たな形態での交流の実施を検討す 課題 る必要がある。

	特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができる の専門性を高めます。【取組24再掲】
令和3年度の取 組実績	・各校の生徒指導担当者や教育相談担当者等を対象とした会議において、発達障害等特別の支援を要する児童生徒への指導について指示伝達を行うとともに、班別研究協議では、効果的な指導・支援方法等について参加者同士の協議を行った。 ・発達障害のある児童生徒理解及び指導の充実に関する研修会を実施した。(発達障害等に係る研究協議会(すべての校種):1回、高等学校等特別支援教育研究協議会:1回)・これまでのモデル校の取組の成果をまとめたパッケージを周知した。 ・発達障害の理解や支援を中心とした研修を教員の経験年数や役職等に応じて実施した。(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環で、研修講座を中止・削減したため、全体として受講者数が減となっている) ・特別支援教育理念や発達障害の内容を中心とした研修を教員の経験年数や役職等に応じて実施した。 基幹研修:18回 延べ受講者1,170人 指定研修:2回 延べ受講者169人
成果	・特別支援学校に配置されている専門アドバイザーを効果的に活用するなど、外部の専門家と連携して対応するケースが増加している。 ・個別の指導計画を作成し、指導・支援について共通理解を図るなど校内体制整備が進んできている。 ・発達障害等に対する理解が進み、具体的な指導・支援による工夫が広く行われている。 ・発達障害の理解や支援については、ニーズが多いため、経験年数に応じた研修を充実させた。 ・発達障害の理解や対応については、経験年数や役職等に応じて研修内容や研修形態を変えて実施することで、ニーズに合った研修となっている。
課題	・生徒指導担当者及び教育相談担当者以外の教職員の指導力を一層向上させる必要がある。 ・各学校における特別支援教育に係る教員研修の実施率の向上が必要である。 ・個別の指導計画・個別の教育支援計画を小から中、中から高へと確実に引継ぎ、切れ目ない支援ができる体制づくりが必要である。 ・研修の中では、受講者一人一人が対応している子どもの個別相談は難しい。個別の対応等ができる関係機関等も周知していく必要がある。

○市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。				
令和3年度の取 組実績	・藤岡特別支援学校の体育館の整備を行った(令和4年1月完成)。 ・伊勢崎特別支援学校の教室不足や施設の老朽化及び地域の高等部生徒の受皿不足などの課題を抱えている伊勢崎地域の県立特別支援学校における再編整備について検討し、整備方針を決定した。			
成果	・藤岡特別支援学校高等部の体育館が令和4年度1月に完成、同3月中旬から供用を開始した。これにより、これまで片道約2km離れた藤岡市民体育館を利用していたが、敷地内で授業を行うことができるようになった。 ・伊勢崎地域の県立特別支援学校における再編整備にかかる施設の設計等に向けた準備を整えることができた。			
課題	・県立移管については、引き続き、設置市と十分協議を行う必要がある。 ・今後も教室不足の状況や各地域別の課題に応じながら、再編を含めた整備等を検討していく必要がある。 る。			

施策の柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実 担当課 特別支援教育課

○特別支援学校のセンター的機能を充実させて、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等にとって相談しやすく、支援を受けやすい環境を整備します。
 ・小中学校、高等学校等サポート事業により、県立特別支援学校の専門アドバイザー23名及び教育事務所の専門相談員11名が学校園を訪問する相談支援を実施した。・相談件数は11,440件(新規4,871件、継続6,569件)。
 ・小中学校等において特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用が図られた。新規相談件数も上昇しており、支援を必要とする児童生徒の把握や専門家の助言を効果的に活用しようとする各学校の取組が進んでいる。
 ・継続相談については校内支援体制を充実させていくことで自校での解決力を高める必要がある。・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・効果的な活用及び引継を行う必要がある。

○各学校等の特	○各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の体制を充実します。		
令和3年度の取 組実績	・公立学校の特別支援教育コーディネーター研修を開催し、校内委員会を中心とした組織的な支援の重要性等について周知した。		
成果	・すべての学校園で校内支援委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名している。定期的に委員会を開催し、支援を要する児童生徒についての情報共有を図った学校や、特別支援教育コーディネーターを複数指名することで組織的に校内支援体制を進める学校も出てきている。		
課題	・校内委員会を中心に、個別の指導計画等に基づき、組織的、計画的な支援を実施する必要がある。		

○各学校における特別の支援を必要とする生徒への指導を充実します。特に、通級指導など高校における指導を充実します。
 ・高等学校における通級による指導教室を6校に設置し、特別の支援を必要とする生徒に通級による指導を実施した。(設置校数 H30:2校→R3:6校、利用人数H30:21人→R3:72人)・通級による指導の実際が分かるペッケージ(教職員向け)及びリーフレット(保護者向け)を作成・配布した。
 成果
 ・高校通級の制度及び指導の効果に対する高等学校、保護者、本人への理解が広がり、高等学校の通級による指導を希望する生徒が増加した。
 ・ホ・中学校で実施してきた通級による指導の成果を、高等学校まで確実に継続していくことができるような体制づくりが必要である。

施策の柱11における指標の状況、令和4年度の方向

指標の状況

指標		策定	時	2 目標値	2022.4月末時点の 最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場 合や数値に大幅な上下
項目	細目	数値	年度	口乐吧	数値	年度	连沙干	があった場合等、説明を記入)
特別支援学校の居住地校交 流の実施率	小学部	29. 1%	2017	35. 0%	26. 8%	2021	-39. 0%	新型コロナウィルス 感染防止のため対面 型の交流を見合わせ る学校が多かったた め。
	中学部	16. 3%	2017	20.0%	14.8%	2021	-40.5%	同上
小学校、中学校、高等学校 等からの特別支援学校また	新規	5, 159件	2017	5,000件	4,871件	2021	_	※5,000件程度を維持することを目標とするため、進捗率は算出しない。
は教育事務所専門相談員へ の相談件数	継続	9, 368件	2017	6,000件	6,569件	2021	_	※6,000件程度を維持することを目標とするため、進捗率は算出しない。

令和4年度の方向

・相談件数については、小学校、中学校、高等学校等の校内での体制が整ってきたこともあり、件数の伸びは落ち着いている。今後は、引き続き学校園等からの要請に応じて相談支援に取り組むとともに、各校の校内体制のより一層の充実を図る。

施策の柱12 特色ある学校づくりを推進する

取組28	家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり	
担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課	

○学校評価や学校評議員制度等を活用して、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを推進します。 ・学校評議員制度(県立高校(中央中等教育学校含む))の設置率は100%であった。 ・評議委員数は、男性224名、女性94名であった。 ・構成メンバーは、学識経験者(33.3%)、保護者(16.0%)、自治会等関係者(12.6%)、企業関係 者(12.6%)等であった。 令和3年度の取 ・新型コロナウイルス感染防止の観点から書面開催とした学校もあるが、感染防止対策を行い学校運営 組実績 の改善・充実を図った。 ・学校評価結果については、学校のHPにも掲載した。 ・学校評価の結果及び改善策について、学校関係者評価委員会等による協議を行い、学校・家庭・地域 での共有を図るとともに、次年度に改善策を反映させた。 ・学校評価や学校評議員制度の活用により、学校運営を見直し、学校経営の改善・充実を図ることがで きた。 ・評議員会の活用により、地域に根ざして地域と協力し、社会で活躍できる生徒たちを育成することが 成果 できた。 ・学校評価結果については学校評議員(学校関係者評価委員)から幅広い視点で評価をいただき、学校 運営の改善に役立てることができた。 ・学校改善が一層図られるよう、評価の実施方法や公表の在り方を工夫したり、学校評議員制度の充実 を図ったりする必要がある。 ・コロナウイルス感染防止対策の観点を踏まえて、オンライン開催も含めどのような形態・内容とすれ ば学校評議員会の効果を十分に引き出せるか検討の余地がある。また、書面開催では意見を書面で提出 課題 するので評議員の負担が大きくなった。 ・学校の重点課題と関連付けた評価項目による学校評価の結果及び改善策を、学校・家庭・地域で共有 し、次年度に改善策を反映させる必要がある。 ・外部評価における保護者の積極的な参画の推進が課題である。

	学校において学校支援センターの成果を踏まえ、コミュニティ・スクール等学校・家庭・地域が一層連校づくりを進めるとともに、そうした学校づくりを通して地域コミュニティの形成に取り組みます。
令和3年度の取 組実績	・コミュニティスクールの取組状況等について情報を収集するとともに、各市町村教育委員会や関係機関関係者へ情報提供を行った。 ・市町村教育委員会、教育事務所の担当者を対象に、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進に係る担当者研修会を開催し、文部科学省の行政説明、CSマイスターの講演を行った。
成果	・コミュニティ・スクールに関する最新の情報や取組を提供、共有することで、「地域に開かれた学校づくり」の推進を図ることができた。
課題	・市町村の課題を把握しながら、生涯学習課や教育事務所と連携し、地域学校協働活動とコミュニ ティ・スクールの一体的な実施を推進していく必要がある。

○地域住民の学	校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という、双方向の交流を推進します。
令和3年度の取 組実績	・学校に配布している「学校教育の指針」において、地域とともにある学校づくりに向けた学校と家庭・地域の目標やビジョンを共有することを示し、啓発した。 ・指導資料「はばたく群馬の指導プランⅡ」に、各教科等の授業に活用できる地域人材の一覧を示した。 ・後掲取組38により、地域住民の学校教育活動への協力について啓発を行った。
成果	・各学校では、指導資料「はばたく群馬の指導プランⅡ」に示した地域人材の一覧を参考に、各教科等で授業における地域ボランティアの活用を工夫している。 ・地域全体で子どもたちを育むための仕組みづくりについて共通理解を図ることができた。
課題	・指導資料「はばたく群馬の指導プランII」に示した地域人材の一覧を活用し、授業における地域ボランティアの活用を工夫して、学習活動の充実を図る。 ・令和4年度の「学校教育の指針」に示されている、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な実施を推進していく必要がある。 ・地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」について、研修会等で啓発を継続する必要がある。

○教員の生涯学	習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校・家庭・地域の連携に向けた意識改革を推進します。
令和3年度の取 組実績	・学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者、地域住民等を対象とした「地域と学校の連携・協働推進フォーラム」を4回開催(動画視聴)した(参加者526人)。コロナ禍のため、その他1回はDVD配付を行った。 ・「各教育事務所社会教育主事の学校等訪問」を124回実施した。
成果	・地域と学校の連携・協働をテーマにした研修会を通して、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもを育てる必要性に対する認識を深めることができた。 ・学校等訪問では、当該校の取組の視察や地域の実態の聞き取りをすることにより、先進的な取組の情報収集及び学校や地域の実態に応じた連携・協働の方策等を助言することができた。
課題	・学校教育関係者に対しても地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させる意識を持たせることが今後も必要である。 ・社会教育主管課と学校教育主管課のより一層の連携が必要である。

施策の柱12 特色ある学校づくりを推進する

取組29 高校教育改革の推進 担当課 管理課、高校教育課

○新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、高校教育の一層の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを更に推進しま す。 ・全ての県立高等学校を対象に「新しい学びのための授業改善事業」を実施した。具体的には、学びの イノベーションリーダー研修会を3回、学びのイノベーション推進員説明会を1回、「総合的な探究の 令和3年度の取 時間」担当者研究協議会を3回開催し、多様な個性を持った生徒一人ひとりに応じた個別最適な学び と、多様な人々と関わりながら課題解決を図る協働的な学びの、一体的な充実を実現に向けて、ICT 組実績 の効果的な活用を含めた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進した。【R3新 規】 ・各校において学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校が設定したテーマに基づいて校内研修を実施し、 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善の更なる推進、観点別学習状況の評価方法の工 成果 夫・改善、評価と指導の一体化、総合的な探究の時間における探究活動の充実に資する取組を行うこと ができた。 ・生徒一人ひとりに応じた個別最適な学びと、多様な人々と関わりながら課題解決を図る協働的な学び 課題 を、一体的に充実させていく必要がある。

○今後の中学校卒業者の大幅な減少や社会の急激な変化の中で、活力ある教育活動を維持・発展させることができるよう、地域住民や学校関係者の意見も踏まえながら新たな再編整備計画を策定し、地域と一体となって高校教育改革に取り組みます。また、再編整備に併せて、男女共学化を推進します。

令和3年度の取 組実績	・沼田・利根地区の再編整備について、令和3年12月に「沼田高校・沼田女子高校統合に係る基本的な方向性」を策定するとともに、「新高校開設準備会」を設置した。【R3新規】 ・令和3年3月に策定した「第2期高校教育改革推進計画」の内容等について周知を図るため、リーフレットを作成し、県内全市町村及び学校等に幅広く配布した。
成果	・沼田・利根地区の再編整備について、「沼田高校・沼田女子高校統合に係る基本的な方向性」を策定し、統合に向けた実務的な準備に着手することができた。
課題	・「第2期高校教育改革推進計画」に基づき、特色ある高校教育の推進及び県立高校の再編整備を着実に進めていく必要がある。 ・教育の質の維持・向上に向けて、特に小規模校における学校の更なる魅力化を図っていく必要がある。

○中学校卒業者の減少に伴い、全県的な視野に立って、バランスの取れた学校規模の適正化に努めるとともに、高校教育改革の推進に係る課題については、随時検討を行って迅速に対応します。

HANT-MEDICAL MANAGED ST. CLOCK NEW JOHN D. C.						
令和3年度の取 組実績	・公立高校生徒受入計画に係り、群馬県公立高校生徒受入等連絡調整会議等を実施した。 ・令和3年度公立高校募集定員において、10学級減を実施した。 ・高校教育改革の推進に係る諸課題のうち、入学者選抜の在り方に焦点を絞った検討を行い、令和3年 8月に「群馬県公立高校入学者選抜制度の改善方針」を策定した。【R3新規】					
成果	・地区の状況や生徒のニーズ等を踏まえて、募集定員の適正化を図った。 ・令和6年度入学者選抜から新たに実施する「群馬県公立高校入学者選抜制度の改善方針」を策定した。					
課題	・中学校卒業者の大幅な減少が見込まれる中、生徒受入体制の在り方について、計画的に検討していく必要がある。					

施策の柱12 特色ある学校づくりを推進する

	○私立学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう、引き き私学助成の充実に努めます。					
令和3年度の取 組実績	・私立学校教育振興費補助金により、教員人件費等の経常的経費に対する助成を実施した。 (対象学種) 幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、専修学校及び各種学校 (補助額) 5,665,894千円					
成果	・学校経営基盤の安定化が図られるとともに、保護者負担の軽減が図られた。					
課題	・引き続き、助成の充実を図り、保護者負担の軽減を図る必要がある。					

(○国の私立高等:	の私立高等学校授業料の実質無償化の検討状況を踏まえつつ、保護者の教育費負担の軽減に努めます。					
2	令和3年度の取 組実績	・授業料負担の軽減を図るため、私立高等学校等就学支援金を支給した。 (支給額) 2,775,048千円					
	成果	・保護者負担の軽減が図られた。					
	課題	・令和2年度から就学支援金が拡充されたが、これに伴い、年収約590万円を境として支援に格差が生じている。 ・支援格差の縮小を図るため「私立高等学校授業料等支援補助金」を創設したが、引き続き格差解消に 努める必要がある。					

○私立学校と公	立学校と公立学校が連携した全県的な取組を様々な分野で推進します。					
令和3年度の取 組実績	・公立学校と連携が可能な取組について、私立学校に情報提供を行い、積極的な参加を働きかけた。					
成果	・文科省及び県教育委員会からの通知等について、各私立学校あて随時通知した。					
課題	・引き続き私立学校に情報提供を行い、積極的な参加を働きかける必要がある。					

施策の柱12における指標の状況、令和4年度の方向、基本施策5に対する点検・評価委員会の 主な意見

指標の状況

指標	策定時		目標値	2022.4月末時点の 最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場 合や数値に大幅な上下	
項目	細目	数值	年度	口 保 他	数値	年度	進沙平	があった場合等、説明を記入)
年間の学習計画に地域の教育力 を生かした学習を位置付けてい る小・中学校の割合		90. 4%	2017	100. 0%	95. 1%	2020	49. 0%	

令和4年度の方向

- ・国の動向や市町村の課題を把握したり、国からの新たな情報を提供したりしながら、生涯学習課や教育事務所と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努める。
- ・学校教育関係者や地域住民に対して地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させられるように研修会等を通して継続的に働きかけていく。

基本施策5に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・教職員の休職者数が他県と比べて非常に少なく、学校や人事のマネジメントによる職場環境の改善に加え、教職員間の協力や助け合いにより、休職を未然に防ぐことができている。
- ・各種教育相談に教員と専門家が連携して対応する「チーム学校」の取組は、教員の相談技術の向上につながり、有意義である。

課題

- ・オンラインによる教員研修について、参加者同士の意見交換が難しい等の課題があるため、実施方法を工夫しつつ、十分に効果的な研修を行うために、講師の技術向上を図っていく必要がある。
- ・総労働時間の短縮の観点からも、教員の定型的な業務でRPAを導入するなど、業務を自動化、効率化する取組を行うとよい
- ・特別支援学校教諭免許状の取得率については上昇傾向にあるものの、急速に学校を整備したことも一因となって全国平均を下回っており、改善の余地がある。